

金 沢 市

子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度
(2015年度) (2019年度)



金 沢 市

目 次

第1章 計画策定の背景と趣旨	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 子ども・子育て支援新制度の主な内容	3
3 子ども・子育て支援新制度の事業体系	3
第2章 計画の基本的事項	7
1 計画の位置づけ	7
2 計画期間	7
3 教育・保育提供区域の設定	7
4 保育の具体的確保方法	10
5 認定こども園の移行に係る基本的考え方	10
6 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実 について	10
7 教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用援助について	11
第3章 各年度の量の見込みと確保の内容	12
1 計画期間における金沢市の0～5歳児人口の各年度ごとの推移	12
2 保育利用率の目標設定について	13
3 各年度の教育・保育の量の見込みと確保の内容	14
4 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	32
第4章 子ども・子育て支援事業計画の推進と点検・評価	51
1 事業の達成状況の報告と点検・評価	51
2 PDCAサイクルによる軌道修正	51
第5章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題	52
1 金沢市の子どもと家庭の状況	52
2 ニーズ調査から見えた金沢市の子育て家庭の状況とニーズ	56
3 教育・保育環境の現状	63
計画の策定経緯と策定体制等	69
■計画の策定経緯	69
■金沢市子ども・子育て審議会委員名簿	71
■金沢市子ども・子育て審議会条例	72
■金沢市子ども・子育て審議会運営要綱	74

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響をもたらすものとして懸念されています。また、核家族化の進行、女性の社会進出、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

また、子育て支援に当たっては、結婚や出産は個人の価値観と人生設計にかかわることであることから、子どもを持つことを希望する市民が安心して生み、育てることができるよう、子育て環境の整備を推進することが求められています。

平成24年（2012年）8月、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供と量的確保及び質的改善、地域の子育て支援の充実をめざして、「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法*が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）が実施されることになりました。

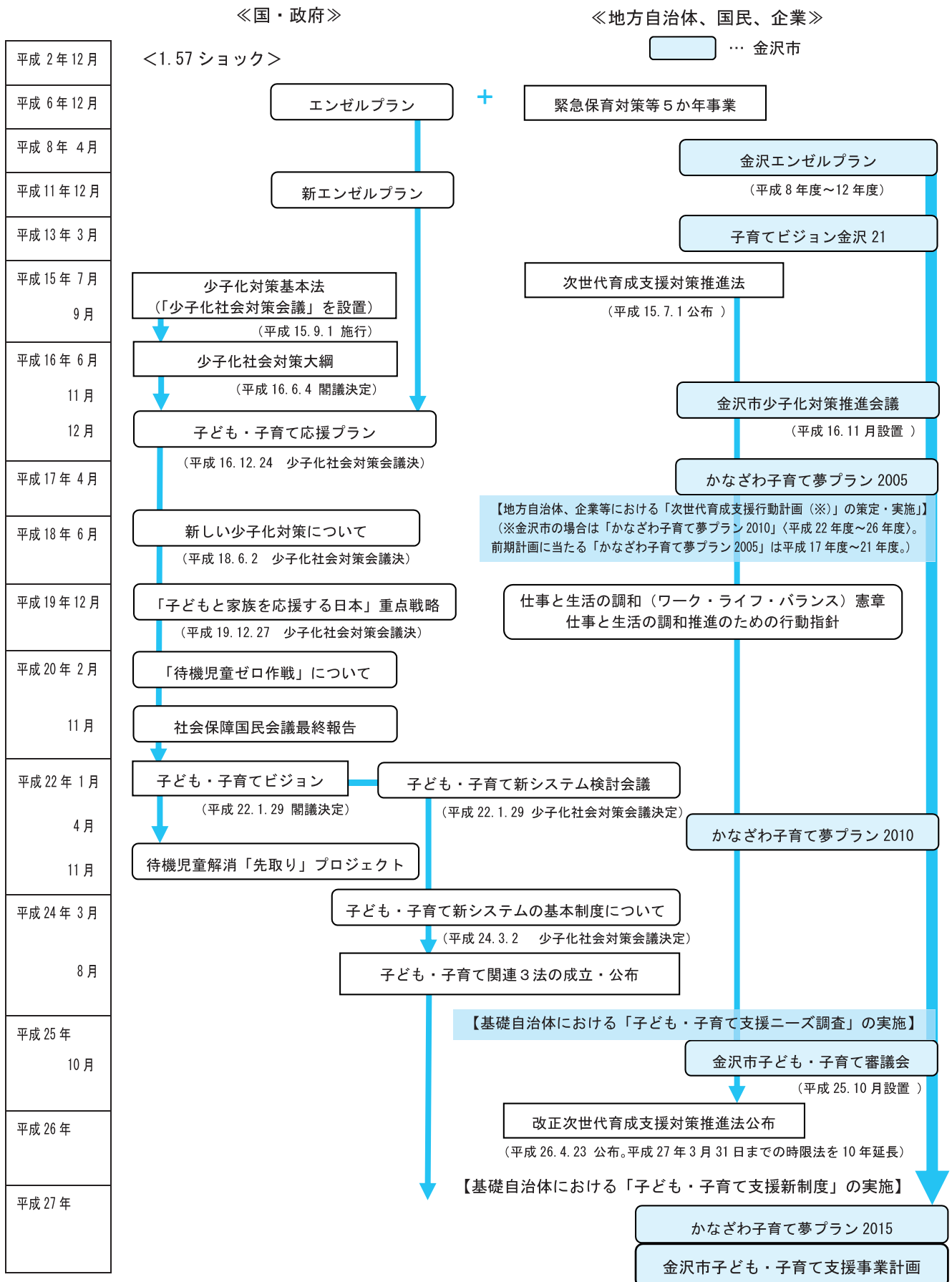
新制度では子育てをめぐる諸課題の解決をめざし、各市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本市においても、平成27年度からの5年を一期とする「金沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画をもとに、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

*【子ども・子育て関連3法】

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
(認定こども園に関する法律の改正)
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(児童福祉法など新制度に関係する55の法律の改正)

【 これまでの少子化対策と子育て支援の経緯 】



2 子ども・子育て支援新制度の主な内容

新制度の主な内容は以下の通りです。

◎ 共通の給付による子ども・子育て支援

従来バラバラに行われていた幼稚園・保育所・認定こども園に対する財政支援の仕組みを共通化した「施設型給付」を創設する。

◎ 保育の量的拡充

施設整備による保育所の定員増とともに、小規模保育や事業所内保育など地域型保育事業によって待機児童が多い都市部や、子どもが減少傾向にある地域での保育の量的な確保を行う。

◎ 教育・保育の質の改善

職員の配置基準の見直しによる手厚い教育・保育、職員の処遇改善による必要な人材の確保、研修機会を増やすことなどにより、教育・保育環境の充実をめざす。

◎ 認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」を、学校と児童福祉施設の両方の機能をもつ単一の施設として位置づけ、認可と指導監督などを一本化することにより、教育・保育の総合的な提供を図る。

◎ すべての子育て家庭への支援の充実

一時預かりや地域で親子が交流できる場など、保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」の拡充を図る。

3 子ども・子育て支援新制度の事業体系

(1) 教育・保育施設

① 幼稚園

幼稚園は、学校教育法で定められた小学校入学前の幼児が通う学校です。金沢市には現在、37の幼稚園があります（うち1か所は平成27年度、認定こども園に移行）。

園により、パートなど短時間就労者への幼児教育・保育サービスを年間を通じて提供する「預かり保育」を実施する園や、未就園児向けに園を開放して親子で遊んだり、育児を学んだりする「育児教室」を実施する施設もあります。

なお、幼稚園については、施設型給付を受けて新制度の中で運営される幼稚園と、従来からの私学助成を受けて運営される幼稚園があります。

②保育所

保育所は、保護者の仕事や病気などのため、家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設です。

金沢市には現在、市立 13 か所、県立 1 か所、私立 98 か所（計 112 か所）の保育所があります（私立保育所のうち 13 か所は平成 27 年度、認定こども園に移行）。

各保育所では乳児保育、延長保育、一時預かり、年末保育が行われているほか、休日保育、夜間保育、体調不良児保育を行う保育所もあります。

③認定こども園

認定こども園は、保育所と幼稚園のそれぞれの長所を生かしながら、その両方の機能を併せ持つ施設です。

金沢市では平成 27 年度、幼稚園・保育所から、幼保連携型の認定こども園として 10 か所、保育所型として 3 か所が移行します。

（２）地域型保育事業

新制度では次の 4 つの事業が「地域型保育事業」として、新たに児童福祉法に位置づけられ、「地域型保育給付」により公的支援の対象になります。なお、これらは 3 歳未満の子どもの保育を行うものです。

①家庭的保育事業

家庭的保育は、家庭的な雰囲気のもとで、小人数（3～5 人まで）を対象にきめ細かな保育を実施する形態の保育サービスです。

保育に従事するのは、市町村が行う研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者です。

②小規模保育事業

小規模保育は、利用定員 6 人以上 19 人以下の小規模な保育事業で、職員の資格により、A 型（保育従事者全員が保育士資格あり）、B 型（保育従事者の半分以上が保育士資格あり）、C 型（その他）に分類されます。

③居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育は、子どもの居宅において 1 対 1 を基本とする保育で、障害や疾患により集団保育が著しく困難な場合や、母子家庭等で夜間勤務の場合などが対象となります。

保育に従事する者は、市町村が行う研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者です。

④事業所内保育事業

事業所内保育は、企業が従業員の子どもの対象としてその勤務中に保育を行うものですが、従業員以外の子どもを受け入れる場合、認可事業として「地域型保育給付」の対象になります。定員が20名以上のものは「保育所型」（保育従事者全員が保育士資格あり）、19人以下の場合は「小規模型」（保育従事者の半分以上が保育士資格あり）に分類されます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

新制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、教育・保育施設を利用しない子どもを含む、すべての子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域で親子が交流できる場など、次の13事業により、地域の子ども・子育て支援に取り組むことになっています。

■地域子ども・子育て支援事業

	事業名
(1)	利用者支援事業
(2)	時間外保育事業（延長保育事業）
(3)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
(4)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
(5)	乳児家庭全戸訪問事業（本市では「元気に育て！赤ちゃん訪問事業」）
(6)	養育支援訪問事業
(7)	地域子育て支援拠点事業（本市では「こども広場」や地域子育て支援センター）
(8)	一時預かり事業 ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） ② その他 ・保育所等の一時預かり ・ファミリー・サポート・センター事業（就学児を除く） ・トワイライトステイ事業
(9)	病児保育事業
(10)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児のみ）
(11)	妊婦健康診査
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(4) 支給認定

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請により、教育・保育施設利用のための認定（支給認定）をあらかじめ行ったうえで、給付を支給する（施設を利用してもらう）仕組みとなっています。支給認定は、下表に示した次の1～3号の区分で行われます。

■認定区分に対応する対象者及び対象施設

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上（就学前）で、学校教育のみを希望する子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上（就学前）で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

さらに、保育の必要性の認定（2号、3号の認定）は、以下の表に示した「事由」「区分」「優先利用」という3点を勘案して行います。

■保育の必要性の認定基準

	保育の必要性の認定（2号、3号の認定）の要件
事由	①就労 就労形態・時間（フルタイム、パートタイム、アルバイトなど）
	②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族等の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業時にすでに保育を利用している子どもについて継続が必要であること、その他以上に類する状態として市が認める事由
区分 (保育の必要量)	①保育標準時間（11時間以内） 主にフルタイム就労を想定した長時間利用
	②保育短時間（8時間以内） 主にパートタイム就労を想定した短時間利用
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合、虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合、子どもが障害を有する場合、育児休業を終了した場合、兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合、小規模保育事業などの卒園児童、その他市が定める事由（次の独自基準） 〔本市独自基準〕 転園、管外受託からの切替継続、多子世帯、多胎児世帯、利用調整において希望する保育所等の利用が不可だった場合